

山形県沿岸漁業改善資金の基本的事項

「水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱」第 27 に基づく基本的事項の公表

1 名称 山形県沿岸漁業改善資金

2 基金の額（令和 7 年 3 月 31 日現在）

造成総額 128,297 千円 （うち国費相当額）82,558 千円

3 基金事業等の概要

沿岸漁業改善資金助成法（昭和 54 年法律第 25 号。以下「法」という。）に基づき、沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業の従事者の福祉の向上に資することを目的とし、沿岸漁業従事者等に対して、沿岸漁業改善資金を貸し付けるもの。

4 申請方法

沿岸漁業改善資金の貸付けを受けようとする者は、沿岸漁業改善資金貸付申請書に知事が別に定める事業計画書を添え、次の各号に掲げる沿岸漁業改善資金の区分に応じ、当該各号に定める者を經由して知事に提出しなければならない。

(1) 内水面における漁業に係る沿岸漁業改善資金 農林中央金庫

(2) 前号の漁業以外の漁業に係る沿岸漁業改善資金 山形県漁業協同組合

5 審査基準

山形県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和 54 年 12 月 18 日山形県規則第 62 号）及び山形県沿岸漁業改善資金に係る事務処理の基準に定めるとおり。

6 審査体制

山形県沿岸漁業改善資金運営協議会の意見を参考にし、担当部局において貸付審査を行う。

7 貸付決定

知事は、貸付申請書の提出があったときは、法第 8 条の規定に該当するかどうかを審査し、貸付けを行うことが相当であると認めたときは貸付けの決定を行う。